

相愛大学競争的資金等に関する不正防止計画

平成 25 年 9 月 19 日

研究推進本部策定

競争的資金等の不正使用を防止するため、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、「相愛大学競争的資金等の適正管理に関する規程」第 4 条に定める不正防止計画を策定する。

実施事項

1 確認書（誓約書）の提出

競争的資金等を使用する教員には、諸規程等を遵守する旨の確認書（誓約書）の提出を求める。

2 学内関係規程の整備

競争的資金等の適正な運営・管理を図るため、学内規程等を整備する。

3 教職員への説明会の実施

競争的資金等に関する使用ルール等の周知徹底等を図るため、教職員への説明会を開催する。

4 使用に関する説明書の作成

競争的資金等の事務手続きに関するガイドブックを作成する。

5 外部研修会への参加

相談窓口職員の資質の向上を図るため、文部科学省等学外の研修会に参加する。

6 不正防止計画の推進

不正防止計画の推進は、研究推進本部が担当する。